

保護者 様 (在学中の支援)

令和2年度 教育支援（連携支援）のご案内

姫路市立総合教育センター

育 成 支 援 課

教育支援（連携支援）では、一人一人に応じた就学先の決定（就学相談）や個に応じた指導や支援（教育的支援）を考えていきます。

- 1 在学中の支援における教育支援（連携支援）の申請について
 - (1) 申請書を在籍学校から受け取り、在籍学校へ提出してください。
 - (2) 学校で、本人と保護者、担任、特別支援教育コーディネーター等が相談や面接を行います。
 - (3) 在籍学校が、姫路市教育支援委員会の審議の所見を保護者へお知らせしますので、在籍学校に学級種別についての保護者の最終希望を連絡してください。その後、姫路市教育委員会から、「入級等決定通知書」を保護者へ郵送します。
 - (4) 在籍学校には、教育支援委員会の所見や検査結果などを記載したものを報告書として送ります。
 - (5) 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校の通級による指導教室の利用については、兵庫県立姫路聴覚支援学校の教育相談を必ず受けてから申請をお願いします。締切りについては、在籍学校にご相談ください。
 - (6) 通級による指導教室の利用については、申請書提出の前に、まず在籍学校にご相談ください。

- ※ 育成支援課が「面接や観察・発達検査等が必要」と判断した場合、総合教育センター育成支援課で面接や観察・発達検査等を行う場合があります。
- ・発達検査の結果がすべてに優先されるわけではありません。
 - ・検査結果につきましては、教育支援（連携支援）の目的以外には使用しません。
 - ・育成支援課が、それぞれの学校に訪問して、ご本人の様子を観察することがあります。

- 2 特別支援学校への入学を検討されている場合
必ず、特別支援学校の見学と教育相談をお受けください。



- 3 教育支援（連携支援）申請書の提出先と締切り日

**次年度（令和3年度）の入級等についての申請は
令和2年6月30日（火）までに、在籍学校へ提出してください。**

上記以外の場合は、必ず在籍学校へお問い合わせください。

裏面もご覧ください

教育支援（連携支援）在学中の支援の流れ
（小・中・義務教育・特別支援・高等学校）

保護者



在籍の小・中・義務教育・特別支援・高等学校
（面接・相談）



姫路市教育委員会
姫路市立総合教育センター 育成支援課
（必要に応じて面接・観察・検査等）



姫路市教育支援委員会
（検討・審議）

【問い合わせ先】

姫路市立総合教育センター
育成支援課 特別支援教育係
〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地
TEL 079-224-5845